

## 滋賀県立社会体育施設のネーミングライツパートナーの募集について

### 1 目的

県立社会体育施設の長期的、継続的な運営基盤を確立し、魅力あるスポーツ事業の展開や、より良いサービスの提供を通じて、スポーツの振興を図るため、県立社会体育施設に愛称を付与する権利を取得するネーミングライツパートナーを募集する。

### 2 募集対象施設

- ・ 滋賀県立長浜ドーム
- ・ 滋賀県立彦根総合運動場の野球場
- ・ 滋賀県立体育館
- ・ 滋賀県立武道館

### 3 募集概要

#### (1) 県が希望するネーミングライツ料(年額:消費税および地方消費税を含む)

- |                   |          |
|-------------------|----------|
| ・ 滋賀県立長浜ドーム       | 4 2 0 万円 |
| ・ 滋賀県立彦根総合運動場の野球場 | 3 7 0 万円 |
| ・ 滋賀県立体育館         | 3 3 0 万円 |
| ・ 滋賀県立武道館         | 2 2 0 万円 |

金額は県が希望する金額であり、この金額未満も申込み可能

#### (2) 契約期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

#### (3) 愛称の表示

愛称の表示が可能なものは、施設の入口の看板、施設敷地内の案内板、印刷物(パンフレット、ポスター、チラシ等)、施設のホームページ等

#### (4) 愛称の普及・定着

県は愛称の普及・定着を図るため、県の各種広報において愛称を使用するとともに、施設管理者やメディア、県内市町等に対し、愛称の使用を働きかける。

### 4 応募資格

各社会体育施設のネーミングライツパートナーとしてふさわしい法人を対象

### 5 募集期間

平成25年9月中旬から平成25年11月29日まで(予定)

### 6 選定方法および選定基準

募集期間終後に別途設置する選定委員会において、応募資格、愛称案、ネーミングライツ料、経営の安定性、地域貢献等を総合的に審査し、候補者およびその順位を決定する。

その後、決定された候補者と契約内容について協議を行い、合意に至った場合、契約を締結します。